

平成  
二十年  
五條市議会第二回六月定例会会議録(第一号)

平成二十年六月十六日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十年六月十六日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市政の報告と提出議案の説明
- 第四 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会中間報告
- 第五 監査結果報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

一番	西本
二番	太田
三番	川村
四番	藤富
	美家
	恵子
	幸好
	洋紀

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

吉

野

晴

夫

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番
田	大	榮	土	黄	樾	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池
						久										
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝
														比		
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄

事務局職員出席者

事務局次長  
 事務局次長  
 事務局次長  
 事務局次長

庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	社会福祉協議会事務局長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	監査委員	教育長職務代行者	副市長
上田	下村	水脇	海老原	土井	岸本	櫻本	清水	鶴田	辻本	山下	林下	阪ノ上	田中	岡本	川元	田野	榮林
卓司	洋次	正雄		祥嗣		泰悟			衡司	正次	正信	武則		和人	憲釋	俊夫	勝美

午前十時一分開会

○議長（西尾彦和）ただいまから、平成二十年第二回定例会を開会いたします。

この際、申し上げます。会議記録並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

本日、平成二十年第二回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、一般会計補正予算を始め多数の重要議案が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長（西尾彦和）始めに、去る四月一日付けで、職員の人事異動がありましたので、この際、課長級以上の職員について榮林副市長から御紹介をしていただきます。

○副市長（榮林勝美）自席から失礼させていただきます。

命によりまして、去る四月一日付けで発令いたしました部課長の人事異動の報告を申し上げます。

なお、前職は省略させていただきます。

社会福祉協議会事務局局長清水 勝、総務部長田中 衛、都市整備部長阪ノ上武則、健康福祉部長山下正次、上下水道部長辻本衡司、教育部長田野瀬俊夫、議会事務局長森本博文、消防長鶴田 剛、市長公室次長庶務課長事務取扱上田卓司、南和広域連合事務局長岸本泰治、会計管理者櫻本泰司、消防本部次長窪 佳秀、大塔支所長土井祥嗣、西吉野支所長岸本 悟、監理管財課長海老原保、都市計画課長森本敏弘、建築住宅課長松場文一、地籍調査課長小松昭文、生活環境課長内倉 保、みどり園所長水口啓治、人権施策課長佐古憲美、体調不良のため本日は欠席しております。市民課長溝井昭文、健康福祉センター所長大垣賢治、介護福祉課長川西敏美、西吉野支所住民厚生課長中村和男、下水道課長柿本光博、消防署長森本平男、消防本部総務課長中西久二光、消防本部警防救急課長阪本哲夫、消防本部予防課長山田善久、教育総務課主管土田博敏、青少年センター所長堂阪賢治、監査委

事務局係長	西 峯 久 美
事務局主任	笹 谷 豊
速記者	柳ヶ瀬 五 美

員事務局長山仲啓介、農業委員会事務局長田村幸男、秘書課長下村洋次、企画財政課長水脇正雄、建設課長森本元三、農林商工観光課長吉田辰雄、児童福祉課長前田秀和、西吉野支所地域振興課長福井純二、水道課長池田義美、出納室長丸山勝秀、教育総務課長辰巳信也、文化財課長町口正治、それぞれ異動並びに昇格をさせました。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます、御報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西尾彦和）次に表彰状と感謝状の伝達を行います。

事務局長に紹介させます。

○事務局長（森本博文）私から御紹介申し上げます。

去る、五月二十八日に開催されました全国市議会議長会第八十四回定期総会におきまして、表彰規程により、十年以上議員の職にありまます西尾彦和議長、峯林宏政議員、山田澄雄議員、山田由比己議員及び益田吉博議員に表彰状の贈呈がありました。

また、昨年度、理事を努められました寺本保英前議長、西尾彦和議長に感謝状の贈呈がありました。

次に、四月十五日に開催されました近畿市議会議長会、第七十三回定期総会におきまして、昨年度、支部長を努められました寺本保英前議長、西尾彦和議長に感謝状の贈呈がありました。

また、五月二十三日に開催されました奈良県市議会議長会におきまして、昨年度、会長を努められました寺本保英前議長、西尾彦和議長に感謝状の贈呈がありました。

以上で紹介を終わります。

それでは、議長からその表彰状及び感謝状を伝達していただきます。

まず、表彰状です。

お名前を呼び上げますので、御登壇ください。

始めに峯林宏政議員。

〔峯林宏政登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 峯 林 宏 政 殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成二十年五月二十八日

全国市議会議長会会長 藤 田 博 之（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、山田澄雄議員。

〔山田澄雄登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 山 田 澄 雄 殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成二十年五月二十八日

全国市議会議長会会長 藤 田 博 之（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、山田由比己議員。

〔山田由比己登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 山田由比己殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成二十年五月二十八日

全国市議会議長会会長 藤 田 博 之（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 益田吉博殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成二十年五月二十八日

全国市議会議長会会長 藤 田 博 之（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、感謝状でございます。

お名前を呼び上げますので、御登壇ください。寺本保英議員。

〔寺本保英登壇〕

○議長（西尾彦和）

感 謝 状

五條市 寺 本 保 英 殿

あなたは全国市議会議長会理事として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものとありますので、第八十四回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

平成二十年五月二十八日

全国市議会議長会会長 藤 田 博 之（代読）

おめでとうございます。（拍手）

〔寺本保英登壇〕

○議長（西尾彦和）

感 謝 状

五條市議会議長 寺 本 保 英 様

あなたは近畿市議会議長会奈良県支部長市議会議長として在任中本会の運営に格段の努力を傾注され地方自治行政の進展に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに第七十三回定期総会にあたり深甚なる感謝の意を表します。

平成二十年四月十五日

近畿市議会議長会会長 門真市議会議長 大 本 郁 夫（代読）

おめでとうございます。（拍手）

〔寺本保英登壇〕

○議長（西尾彦和）

感 謝 状

前五條市議会議長 寺 本 保 英 殿

あなたは奈良県市議会議長会会長として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされたその功績は誠に顕著なものがあります。よってここに記念品を贈り深甚なる感謝の意を表します。

平成二十年五月二十三日

奈良県市議会議長会会長 御所市議会議長 安 川 勝 (代読)

おめでとうございます。(拍手)

○議長(西尾彦和) 以上で表彰状と感謝状の伝達終わります。

表彰状をお受けになりました各位には長年にわたり市政の発展に尽くされた功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます御精励いただきますようお願いいたします。

また、感謝状をお受けになりました寺本前議長には議長在任中に五條市議會を代表して全国及び近畿市議会議長会の発展に尽くされた御功績と奈良県市議会議長会の会長として会務の運営に努められた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます御精励をいただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議會招集のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長(吉野晴夫) 平成二十年第二回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第二回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私御多用のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

平素は、市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

冒頭に、先のミャンマーのサイクロン、中国・四川、また岩手・宮城内陸大地震により亡くなられた方々のごめい福と被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、我が国の経済は、五月の月例経済報告では、景気の基調判断を回復はこのところ足踏み状態にあるとし、二〇〇二年から続く景気回復が一時に停滞するとの判断を示しております。また、原油価格の高騰などにより、生活関連商品が軒並み値上がりし、一般消費者の生活を直撃し、圧迫しております。さらに本格的な団塊の世代の退職や少子高齢化社会を迎え、扶助費が毎年増大する中、歳入に大きな伸びが想定できないとしたら、安定的な財政運営を行っていくには行財政改革は避けては通れません。そこで行財政改革を、より強力で、効果的なものにしていくため、改革の実現に向けた具体的な数値目標を示した集中改革プランを推進しております。

知恵と創意工夫を発揮し、市民が一致団結できる基盤を作ることが大切であります。そのためにも、議員各位と私ども行政が、「子や孫が喜びあふれるまちを、誇りの持てるまちを」の創造に向け、市政運営の両輪として前進することが必要不可欠であります。

どうか今議会におきましても、皆様の創意あふれる御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

後になりましたが、十年以上議員の職にあります西尾議長、峯林議員、山田澄雄議員、山田由比己議員、益田議員が地方自治の発展に尽くされ、全国市議会議長会より表彰状、また、昨年の理事を務めた全国市議会議長会、支部長を務めた近畿市議会議長会、会長を務めた奈良県市議会議長会より寺本前議長、西尾議長が感謝状を受けられたということでもあります。各議員に対しまして、心より祝福と敬意を表します。

最後になりましたが、議員各位におかれましても、健康に御留意され、ますます御活躍賜りますことをお願いいたします。平素のお礼と開会のあいさつに代える次第であります。

○議長（西尾彦和）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（森本博文）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、「全国市議会議長会」でございます。

去る、五月二十八日に東京都におきまして、第八十四回定期総会が開催されました。

開会式では、会長の広島市議会議長の開会あいさつの後、岩城内閣官房副長官、河野衆議院議長、江田参議院議長、増田総務大臣から祝辞があり、続いて、前回の定期総会以降、新たに市制施行された南九州市を始め三市の紹介がありました。これで全国の都市数は、東京二十三区を含めて八百六市となりました。

次に、一千六百四十三名の永年勤続者の表彰があり、先ほど伝達されましたとおり、西尾彦和議長、峯林宏政議員、山田澄雄議員、山田由比己議員及び益田吉博議員に表彰状が贈呈されました。

会議では、一般事務報告の概要、平成十八年度各会計決算報告及び平成二十年各会計予算報告並びに地方行政委員会ほか六委員会の活動報告があり、それぞれ承認されました。

また、各部会提出議案二十五件並びに会長提出議案三件を原案のとおり決定し、さらに各部会提出議案の処理については、各委員会でそれぞれ協議を行い、会長提出議案については、関係機関へ要望することになりました。

役員改選では、部会長・理事・評議員及び各委員会の委員については、各部会からの推薦に基づき選任されました。

また、顧問には会長経験者で国会議員の二名がそれぞれ委嘱され、相談役には正副会長経験者及び政令指定市議長の二十一名がそれぞれ委嘱されました。

閉会式では、四百七十一名の前年度役員に感謝状が贈られ、先ほど伝達されましたとおり、寺本保英前議長、西尾彦和議長に感謝状の贈呈があり、最後に会長のあいさつにより定期総会を閉会いたしました。

次に、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、四月十五日に大阪府門真市におきまして、第七十三回定期総会が開催されました。

開会式では、初めに会長の羽曳野市議会議長のあいさつがあり、続いて、開催市の門真市議長並びに門真市長の歓迎あいさつがありました。引き続き続いて、大阪府知事を始め来賓各位からの祝辞と祝電の披露がありました。

次に、会議に入り、平成十九年度の会務報告及び平成十八年度の歳入歳出決算報告並びに監事から、平成十九年度出納検査結果報告があり、いずれも承認されました。

次に、議案審議に入り、支部提出議案の「救急医療体制の充実について」及び会長提出議案の平成二十年度近畿市議会議長会会計予算（案）が上程され、審議の結果、原案どおり可決されました。

続いて、役員の選任が行われ、平成二十一年度役員には、会長に大阪府門真市、副会長に大阪府摂津市、また、各府県支部選出の支部長には、大阪府は岸和田市、兵庫県は丹波市、京都府は長岡京市、和歌山県は和歌山市、滋賀県は大津市、奈良県は御所市をそれぞれ選出、また理事には十七市、監事には、兵庫県三木市と京都府向日市が選任されました。

また、市議会議員共済会の理事に大阪府高槻市を、代議員には、大和高田市、大和郡山市を含め十九市の議長がそれぞれ選任され、相談役に大阪市、堺市、神戸市、京都市の各議長が委嘱されました。

次に、研修会が行われ「地方議会とその再生」と題して、慶應義塾大学法学部教授片山善博氏の講演がありました。

閉会式では、前会長市並びに前支部長市に対して感謝状が贈呈され、代表して前会長の羽曳野市議長から謝辞がありました。

続いて、副会長に就任した摂津市議長から次期開催市としてのあいさつがあり、最後に会長の門真市議長が閉会のあいさつを行い、定期総会を閉会いたしました。

次に、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、五月二十三日に橿原市におきまして、平成二十年度第一回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の御所市議会議長のあいさつがあり、続いて、各市の議長、副議長、事務局長の紹介がありました。

次に、昨年度、会長を努められました寺本保英前議長、西尾彦和議長に感謝状の贈呈がありました。

会議では、諸報告として、事務報告並びに会議出席報告が行われ、それぞれ了承されました。

続いて、平成十九年度奈良県市議会議長会会計決算と平成二十年度奈良県市議会議長会会計補正予算（第一号）について審議の結果、それぞれ承認並びに可決されました。

以上が、議長会関係の概要でございます。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から一般会計及び特別会計の二月分から三月分までの例月出納検査の報告並びに地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により、水道事業会計の二月分から四月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げまして諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

○議長（西尾彦和）以上で諸般の報告を終わります。

次に南和広域連合議会の報告があります。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、去る、三月二十五日、午後三時から、吉野町中央公民館において開催されました、平成二十年第一回南和広域連合議会定例会の報告をいたします。

本定例会では、南和広域連合議会議長の選挙及び平成十九年度一般会計補正予算（第一号）並びに、平成二十年度南和広域連合各会計予算案について審議されました。

定例会では、まず、連合長のあいさつがあり、議席の指定、会期の決定などが行われました。

続いて、連合議会議長の選挙が行われ、新しい議長に天川村水口議員が選出されました。

次に、平成十九年度一般会計補正予算案第一号につきましては、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

次に、平成二十年度各会計予算案につきましては、一般会計の予算総額、七千七百二十六万九千円、南和ふるさと市町村圏事業特別会計の予算総額、三千九百八十万円が、それぞれ原案のとおり可決されました。

この際申し上げます。

今日、各市町村単独での諸事業の実施は困難な状況であり、時代は広域化に向けて動いております。

連合体が協力し合って行政課題を広域的に解決し、合理化を図っていく必要があります。

今後は、広域連合で何ができるか、広域連合をどのように活用していくか、連合構成各市町村ともその方法を模索していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、何とぞ御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、概要を申し上げます、平成二十年第一回南和広域連合議会定例会の報告といたします。

なお、資料は事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）以上で南和広域連合議会の報告を終わります。

この際、御報告申し上げます。

先の第一回定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第一百五十九条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十七番	黄	木	英	夫	議員
十八番	土	井	康	嗣	議員
十九番	榮	林	末	次	議員

以上の三名の方をお願いいたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る六月九日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げますとおり、本日から三十日までの十五日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって会期は、本日から三十日までの十五日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十年度も既に二箇月余りが経過し、諸事業につきまして、先の三月議会におきまして御議決いただきました予算に基づき、精力的に進めているところであります。

それでは、四月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

まず、平成十九年度の決算状況につきましては、一般会計及び国民健康保険ほか七特別会計におきまして、おのの剰余金をもちまして決算ができました。

さらに、水道事業会計におきましても純利益を計上し、三月末日をもって既に決算を終えております。

次に、諸事業の取組について御報告申し上げます。

最初に、本年度の最重要施策である「行財政改革」の取組のうち、昨年度から試行的に実施しております事務事業評価につきましては、本年度からすべての事務事業について評価を実施するとともに、集中改革プランの進化管理を兼ねながら、市民の視点に立ってどのような成果があったのかを評価し、来年度以降における事務事業の実施方針を構築すべく、全庁を挙げて取組を始めたところであります。

さらに、事務事業評価の結果を基礎データにして、現在策定中の五條市新総合計画が目指すまちづくりの方向や目的を達成するための施策にとって、それぞれの事務事業がどれだけ貢献しているかの評価を、来年度の予算編成に併せて実施する予定であります。

次に、昨年度に策定し、平成二十三年度までの五年間に約十九億円の歳出削減による財政効果を見込んでおります集中改革プランにつきましては、昨年度の歳出削減が約五億八千万円でありましたことを御報告いたします。

今後、市民の視点に立った簡素で効率的な行政経営を目指し、集中改革プランに示す取組を中心に様々な改革を断行してまいります。

また、財政健全化への周知徹底を図るべく、五月二十六日・二十七日の両日にわたり、係長級以上の市職員を対象とした研修会を開催いたしました。いかに本市の財政状況が厳しいかを再認識した上で、今後より一層、行財政改革に鋭意努めてまいります。

次に「ケーブルテレビ整備事業」の取組につきましては、加入率九〇パーセント以上の確保を目指し、五月から地域住民への説明会を実施し、計画的に事業を進めてまいります。

地域住民の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「公共交通対策」の取組について申し上げます。四月から県下初のデマンド方式による乗合いタクシーを有償実証運行しておりますことは御案内のとおりであります。五月末までの二箇月間の乗客実績は、百八十七名でありました。また、西吉野地区の生活バスにつきましては、四百八十四

名、大塔地区の生活バスにつきましては、二百七十二名が利用されております。

今後も引き続き、地域住民、特に高齢者や児童、生徒など交通弱者に配慮した、生活交通の利用促進に取り組んでまいります。

次に、「陸上自衛隊駐屯地の誘致」につきましては、四月十六日に大久保駐屯地、同月十八日には千僧駐屯地及び伊丹駐屯地を表敬訪問し、各駐屯地司令に対して要望活動を行いました。さらに、六月初めの上京の折に、地元選出の田野瀬代議士並びに山崎拓代議士に面会し、国会陳情を行うとともに、防衛省幹部にも面会し併せて要望活動を積極的に行ってまいりました。

今後も引き続き、早期に実現できるよう取り組んでまいります。

次に、「道路行政」の取組のうち、国道二十四号拡幅整備の進ちよく状況につきましては、本陣交差点から市役所下交差点までの一工区間（約二〇〇メートル）の工事説明会を間もなく行う予定であります。また、市役所下交差点から裁判所下までの二工区間（約三〇〇メートル）は、引き続き、国と一体となり鋭意用地交渉を行ってまいります。裁判所下から二見一丁目交差点までの三工区間（約三〇〇メートル）は、路線測量・設計及び補償調査等を計画しております。

今後も、地権者・居住者等の御理解と御協力を得ながら、全線一、三五〇メートルの事業化に向け、国と連携を密にして鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

一方、市道旧岡中線の改良工事につきましては、市道須恵四号線から岡口踏み切り越えまでの区間（約一六〇メートル）が、本年中に完成する見込みであります。さらに、先線の整備につきましても、地元協議等を交えながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、五條駅周辺及び南北連絡道整備計画につきましては、五月二十二日の五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会におきまして、駅舎及び駅前広場と南北連絡道を総合的に計画し、五條駅周辺の活性化と交通の利便性確保につながるよう取り組んでまいりる旨を御報告いたしました。

今後も引き続き、各委員からの御提言を踏まえ、整備計画内容や事業費等について西日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議を進めてまいります。

次に、「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましては、今年度も引き続き公園東側の整備を行い、来年度の事業完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、現在市が管理している五万人の森公園、上野公園及び阿田峯公園につきましては、より一層の施設有効利用と管理費削減という観点から、指定管理者制度を導入いたします。これまでに募集要項及び仕様書の配付、現地説明会を経て、五月十四日の選定委員会におきまして管理候補者を決定いたしました。

これに伴いまして、各公園に係る指定管理者の指定について、今議会で御審議をお願いするものであります。

今後の予定といたしましては、今議会での議決を経て、協定書の締結及び事務引継ぎを行い、十月から各公園共、指定管理者による管理を開始いたします。

次に、「地籍調査事業」について御報告申し上げます。継続して調査を進めております大澤町の一部地区など五地区につきましては、本年度の調査完了に向けて精力的に取り組んでおります。また、本年度から調査に入ります山田町・原町の各一部、釜窪町の一部、本町一丁目、三丁目・須恵一丁目の各一部、今井三丁目及び西吉野町茄子原・平雄の各一部の五地区につきましても、事業の円滑な進捗をよくを図るべく、推進委員会を設立し、一筆地調査に向けて順次地元説明会を実施しているところであります。

次に、「福祉・保健行政」の取組のうち、四月からスタートしました後期高齢者医療制度（長寿医療制度）につきましては、独自に作成したパンフレットを事前に全戸配布するなど、制度の周知徹底に努めてまいりましたが、制度施行当初は、保険証の紛失や制度内容の問い合わせなど多数寄せられました。

今後、より一層制度の周知徹底及び円滑な運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険制度につきましては、四月の法改正に伴い、後期高齢者支援金を新たな区分として課税することになりました。これにより、医療費分と介護納付金分の二区分から、後期高齢者支援金を含めた三区分で課税することになり、内容といたしましては、これまでの医療費分を本年度以降の医療費分と支援金分に案分する方法で実施してまいりたいと考えております。

次に、たばこ対策事業の推進につきましては、未成年者の無煙環境整備並びに喫煙防止推進を図るべく、四月から市内全小・中学校におきまして敷地内全面禁煙を実施するとともに、中学生を対象とした禁煙教育を継続的に行ってまいります。

また、受動喫煙（自分の意識とは関係なく、他人が吸った「たばこ」の煙を吸わされること。）の防止対策を図るべく、五月末に市職員を対象とした、「公共的な場所での喫煙規制について」のアンケート調査を実施いたしました。さらに、来庁された方々にもアンケート調査への協力をお願いし、これらの結果を基に、市有施設における喫煙対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「教育行政」の取組のうち、歴史的な町並みが残る新町地区の保存対策につきましては、これまでの環境整備事業を踏まえ、文化財保護の観点から地域活性化を図るべく、取組を始めたところであります。三月二十七日には、自治会長など地域住民六十九名からなる「五條新町地区町なみ保存会」が発足されました。

今後、より一層地域と一丸となり、樞原市の今井町地区、宇陀市の松山地区に次ぐ県下三番目の重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指し、鋭意取り組んでまいります。

また、今回で十六回を数える「自由市場かげろう座」が五月二十五日、この新町通りをメイン会場に開催されました。朝方までの豪雨により開催が心配されましたが、今回もたくさんの方が訪れる中、南淡路市からのボランティアによる人形浄瑠璃や、甲冑隊による武者行列が行われるなど、一日中賑わいをみせておりました。

一方、今回で三十一回を数える公民館祭を四月十九日・二十日の両日にわたり、中央公民館を拠点に開催し、多くの市民の参加のもと、心のこもった作品の展示や日ごろの鍛錬の成果を発揮された舞台発表など、意義深い公民館祭を開催することができました。

五月十一日には、市民球技大会を上野公園を始め市内五会場で開催いたしました。当日はあいにくの雨により屋外競技の三種目が順延となりましたが、バレーボールや卓球など五種目に約一千人が参加し、熱戦が繰り広げられました。

今後も、市体育協会を始め各競技団体との連携のもと、生涯スポーツの普及と振興を図ってまいります。

次に、「水道事業」の取組のうち、簡易水道事業につきましては、給水区域拡大を図るべく、白銀北地区の統合整備及び城戸・陰地区の水道未普及地域解消整備を計画的に進めております。さらに、本年度から辻堂地区を「宇井簡易水道」の飛地区域水道未普及地域解消事業として整備着手すべく、鋭意取り組んでおります。

最後に、市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取組について御報告申し上げます。

五月十二日、中国・四川省におきましてマグニチュード七・八の強い地震が起こり、多数の被災者及び建物被害が出ました。この大地震による建物被害で特に学校建物の被害が多く、多数の教師、児童・生徒が犠牲となりました。その原因は、学校建物の耐震性の低さが問題でありましたが、本市における小・中学校の耐震化率は、四月一日現在で七六・二パーセントであります。これは、国及び県の耐震化率を大幅に超えております。本年度におきましては、五條中学校及び五條東中学校の耐震診断を行うべく計画的に事業を進めております。

今後も引き続き、耐震化率一〇〇パーセントを目指し、精力的に取り組んでまいります。

また、半世紀以内に発生すると予想されております東南海・南海地震により、本市におきましても大きな被害が予想されます。地震発生時での地域住民と関係機関が連携を保持し、初期の応急対策活動を図るべく、七月五日、大川橋北詰上流におきまして大規模地震の発生を想定した市防災訓練を実施いたします。

市民の皆様におかれましては、是非とも地震等の非常時における対応について御家族等で話し合っていたいただきたいと存じます。

次に、警防業務につきましては、災害に強いまちづくりを図るべく、消防水利の充実や地域住民による自主防災活動を推し進めております。特に、火災発生時における初期消火や避難誘導等の防火活動を自主的に行うことが大切であることから、こうした活動を積極的に行うとともに、自治会を中心に初期消火器具等の設置促進を図っているところであります。また、事業所とも協力して消防総合訓練を実施し、防火対象物における防火管理体制等の強化を図ってまいりました。

次に、予防業務につきましては、防火対象物や危険物施設の立入検査を継続するとともに、防火管理者の育成を図るべく講習会を開催し、事業所等における防火管理体制の強化や消防設備等の維持管理の向上に努めているところであります。

次に、新消防庁舎建設につきましては、「消防庁舎整備等調査研究委員会」を立ち上げ、四月三十日に第一回目の委員会を開催いたしました。今後も引き続き、消防広域化も視野に入れながら協議を重ね、新消防庁舎建設に向けて精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、主だった事業の概要であります。続きまして、本定例会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

報第八号 平成十九年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告並びに報第九号 平成十九年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきましては、それぞれの決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第十号 平成十九年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第十一号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第十二号 平成十九年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第十三号 平成十九年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、それぞれ事業の進ちよく状況や、関係機関との協議に時間を要したため事業費の全部または一部を翌年度に繰り越したので、関係法令の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第十四号並びに報第十五号 専決処分分の報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部改正）及び（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本年度の課税に急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により議会の議決を求

めるものであります。

次に、議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、昨年、人事の刷新と行財政の合理化を図るため職員の退職手当の特例に関する条例を制定させていただきましたが、早期退職者の適用範囲を拡大し、より迅速に集中改革プランの実行と職員の定員管理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第三十九号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきましては、簡易水道の統合のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十一号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正につきましては、診療報酬の算定方法を定める告示の制定に伴い規定の整備をするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十二号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、現在、広域連合の連合長並びに副連合長は組織する市町村の長が兼務しておりますが、常時、連合の運営に専念する副連合長を一人加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定についてから議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、各公園施設の指定管理者を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第一項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第四十七号及び議第四十八号 市道路線の認定につきましては、生活道路に必要なため、市道新町九号線並びに二見三五号線を道路法第八条第二項の規定により認定をお願いするものであります。

次に、議第四十九号 市道路線の変更につきましては、生活環境の改善に必要なため、市道二見五号線を道路法第十条第二項の規定により変更をお願いするものであります。

次に、議第五十号 市道路線の廃止につきましては、市道として不要となったため、道路法第十条第一項の規定により廃止をお願いするものであります。

次に、議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千百五十四万六千円を追加し、総

額百七十九億四千九百五十四万六千円とするもので、補正の内容といたしましては、議第三十七号で提案させていただきました固定資産税の不当利得返還請求事件の解決金十二万二千二百一円並びに日本損害保険協会から寄贈を受けた救急車両の「ぎ装改修委託料」及びその救急車に配備する高度救急用資機材等の購入費一千四百三十三万三千円の補正予算の編成となっております。

次に、同第四号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、教育委員のうち、御勢久右衛門委員が、平成十八年十一月十三日に死去されたため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、同第五号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、教育委員のうち、田村幸子委員が、平成十九年五月三十一日をもって退職したため、その後任の同意を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては慎重審議の上、何とぞ、御議決並びに御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

次に日程第四、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会の中間報告を求めます。十六番榎塚委員長。

〔市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長 榎塚凱一登壇〕

○市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長（榎塚凱一）議長から発言の許可をいただきましたので、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会の調査について、第二回目の中間報告を申し上げます。

当委員会は、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑を検証するために、平成十九年八月十日の第二回臨時会において設置され、地方自治法第百条第一項と、同法第九十八条第一項の権限が委任されました。

調査期間は調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととされました。

また、調査経費は、平成十九年度においては百二万九千九百四十二円を執行し、また、平成二十年度においては九十万円以内と決定いただきました。

委員といたしましたは、当初、大谷龍雄委員、土井康嗣委員、黄木英夫委員、西尾彦和委員、益田吉博委員、藤富美恵子委員、太田好紀委員、私、榎塚凱一の、以上八人の委員で組織し、昨年八月十日の臨時会終了後の委員会において、委員長に、私、榎塚凱一が、副委員長に西尾彦和委員がそれぞれ選任され、調査活動に入った次第であります。十二月十九日に西尾副委員長が特別委員会の委員を辞職したため、同日議長から寺本保英議員が

委員に指名され、同日開催された委員会におきまして副委員長の互選を行った結果、副委員長には大谷龍雄委員が選任されました。

当委員会の調査事件については、昨年八月の臨時会で議決されました次の二件を調査項目として調査を続けてまいりました。

一点目は、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項、二点目といたしましては、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項であります。

委員会の開催状況につきましては、昨年八月十日から今日まで、十七回の委員会と、同じく二十一回の協議会を開催いたしました。

前回、平成十九年第四回十二月定例会におきまして十二月七日に第一回目の中間報告をいたしましたので、第二回目となる今回の中間報告ではその後のことにつきまして御報告いたします。

調査の方法といたしましては、記録及び資料の提出は今日現在特に求めておりません。よって、書類の検閲、検査もございません。

資料の提出につきましては、本年四月二十五日の第十七回委員会で斎藤●●証人から名簿の提出がありました。それ以外には提出された記録及び資料等はありません。

また、参考人の出席要請も行っておりません。

証人訊問につきましては、証人として証言を求めるに当たっては、委員会で決定した後、議長名で、証言を求める内容を文書で、それぞれ本人に通知いたしました。

証人訊問に当たっては、最初に、委員会で決めた委員から共通質問を行い、その後に各委員から補足質問を行いました。また、対質訊問に当たっても、同様といたしました。

会議の公開につきましては、報道関係者への会議の公開はもとより、理事者側の傍聴も許可いたしております。また、報道関係者には、正確な報道を期するために、器械による録音も許可いたしております。

次に、調査経過についての御報告を申し上げます。

第一回委員会を、昨年八月十日に開催し正副委員長の互選を行いました。

以来、先ほども申しましたとおり、今日までに十七回の委員会と二十一回の協議会を開催し、調査を行っておりますので、前回の報告以降についてのみ報告いたします。

初めに、第十回委員会以降の証人訊問の実施状況についてであります。

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項については、次のとおりであります。

平成十九年十二月二十日午前十時から開催いたしました第十回委員会におきまして、吉野●●証人と西垣証人からそれぞれ証言を求めました。証言を求めた事項については、次のとおりであります。

まず、吉野●●証人に対しては、当委員会における、吉野晴夫氏が田川●●氏を訴えるということに関する事項について証言を求めました。

西垣証人に対しては、当委員会における、吉野晴夫氏の市長選挙に関する事項について証言を求めました。

次に、平成二十年一月二十四日午前十時から開催いたしました第十二回委員会におきまして、木之下証人、寺本証人及び榎証人からそれぞれ証言を求めました。

証言を求めた事項については、次のとおりであります。

まず、木之下証人に対しては、当委員会における、吉野晴夫氏が田川●●氏に榎前市長に中途退任するよう依頼したということに関する事項についてであります。

寺本証人に対しては、当委員会における、吉野晴夫氏の市長選挙に関する事項についてであります。

榎証人に対しては、当委員会における、中途退任しなければダイオキシン問題で中途退任に追い込むということに関する事項についてであります。

次に、二月二十五日午後一時三十分から開催いたしました第十四回委員会におきまして、田川証人及び吉野晴夫証人を対質の方法により質問し、それぞれ証言を求めました。

証言を求めた事項については、次のとおりであります。

当委員会における、吉野晴夫氏が田川●●氏に榎前市長に中途退任するよう依頼したという疑惑及び吉野晴夫氏の五條市長選挙における公職選挙法違反疑惑に関する事項についてであります。

次に、四月二十五日午前十時から開催いたしました第十七回の委員会におきまして、斎藤証人及び吉野晴夫証人を対質の方法により質問し、それぞれ証言を求めました。

証言を求めた事項については、次のとおりであります。

当委員会における、吉野晴夫氏が斎藤●●氏にダイオキシンを調べるために穴を掘るよう依頼したという疑惑及び吉野晴夫氏の五條市長選挙における公職選挙法違反疑惑に関する事項についてであります。

前回の報告を含めて、今日現在まで、七回、延べ十七人の方々に対して証人取問を実施いたしました。

次に、調査結果についてであります。

調査結果報告に当たり、本件については、前回の中間報告でも申し上げましたとおり、物的証拠等が期待できないため、事実把握が困難な事案であります。しかし、市民の関心が非常に高い事件であり、民主主義の根幹にかかわることでもありますので、事実解明のための調査を続けております。今回、第二回の中間報告をするに当たっては、前回同様、共通取問とそれに対するそれぞれの証人の証言についてのみ御報告いたします。

平成十九年十二月二十日の当委員会における吉野●●証人と西垣証人の証言は、それぞれ次のとおりであります。

初めに、吉野●●証人の証言についてであります。

「植村氏から吉野晴夫氏が田川氏を訴えるというような話を聞いたことがありますか。聞いたことがあれば、それはいつ、何時ごろ、どういう状態で聞かれましたか。また、なぜ吉野晴夫氏は、田川氏を訴えるということでしたか。」との質問に対して、吉野●●証人からは、「植村氏と一緒に東京に行った日の午後七時前後、私の携帯電話に植村氏から電話があつた。お金を出せと言われたので、その件について訴えるということであつた。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、「植村氏から話を聞いた後、田川氏を訴えるということに関して、吉野晴夫氏と何か話をされましたか。されたのであれば、どのような話をされましたか。」との質問に対して、「話はした。植村氏からその話を聞き、吉野晴夫氏に理由を聞いた。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、西垣証人の証言についてであります。

「あなたは平成十六年の市長選挙のとき、斎藤●●氏の経営する飲食店に行ったことはありますか。行ったことがあれば、いつ、何時ごろですか。」との質問に対して、「ほとんど記憶にない。はっきり覚えていない。」との証言がありました。

次に、「斎藤氏の証言では、十一人ぐらいで斎藤氏の店に来て、一人五千円の飲食代のうち一千円ずつ置いていってくれたということですが、それは事実ですか。事実であれば、いつ、何時ごろですか。それは、だれかに指示されたのですか。」との質問に対して、「ほとんど記憶にない。」との証言がありました。

次に、「斎藤氏の証言では、今年の七月二十三日に西垣氏が斎藤氏の店に来て、吉野市長に飲食代の支払いのことを言ったら、吉野市長から『お金

を払えば罪になり、罪を認めることになる。』という返事があったということですが、それは事実ですか。そのときに、斎藤氏はあなたから『刺し違えてでも黙ってもらおう。』と三回ぐらい言われたということですが、それは事実ですか。事実であれば、何時ごろですか。』との質問に対して、「はっきりと覚えていない。記憶がない。」との証言がありました。

次に、「斎藤氏の証言では、斎藤氏の飲食店で斎藤氏とあなたとあなたの奥さんとの話し合いに梅光氏が立ち会ったということですが、それは事実ですか。事実であれば、いつ、何時ごろで、そのときにどのような話をしましたか。」との質問に対して、「日時は覚えていない。ただ、謝っただけである。」との証言がありました。

次に、「斎藤●●氏の証言では、告訴させてもらう方向で本人にも伝えてありますということですが、あなたは斎藤氏から告訴すると言われたことがありますか。あれば、いつ、何時ごろ、どこで言われましたか。」との質問に対して、「はっきり覚えていない。」との証言がありました。その後、委員から補足質問がありました。

平成二十年一月二十四日の当委員会における木之下証人、寺本証人及び榎証人の証言は、それぞれ次のとおりであります。初めに、木之下証人の証言についてであります。

「あなたの喫茶店で吉野晴夫氏と田川●●氏が会っていたことはありませんか。あれば、いつ、何時ごろ、何回ぐらい会っていましたか。」との質問に対して、「何も知らない。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、吉野晴夫氏からあなたの喫茶店で榎前市長の進退問題について指示されたということですが、そのような話を聞いたことがありますか。」との質問に対して、「知らない。私は店に出していないので、全然分らない。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。次に、寺本証人の証言についてであります。

「吉野晴夫証人の証言では、田川●●氏が吉野氏に何らかの金を出させて榎氏の中途退任、そして、寺本議員が市長選挙に出ないようにするというようなことを言ったとあり、また、吉野●●証人の証言では、吉野晴夫氏が田川氏に二十万円を出さなければ寺本議員を市長選挙に出すということでしたが、市長選挙について田川氏からそのような話がありましたか。話があったのであれば、いつ、何時ごろ、どこで話をされましたか。また、そのときは寺本氏と田川氏の二人だけでしたか。」との質問に対して、「そういうたぐいの話は二回ほどあった。最初が平成十九年二月初旬、近くの食堂で昼食をとった帰りに田川氏に出会い、田川氏から、『吉野晴夫氏から、寺本議長を市長選挙に出ないように言うてくれよと頼まれたんや。』とい

う話であった。二回目は五月の連休明けだったと思うが、近くの喫茶店で田川氏から、『吉野からそのとき、後も辞めるように、出ないように言われたんやけども。』という話があった。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、「寺本証人は、平成十九年三月十五日に市長選挙への立候補を表明し、その後、四月十一日に立候補を取りやめました。この立候補を取りやめたことについて、田川氏の言動が関係していますか。」との質問に対して、「私がやめたことについては、田川氏の言動は一切関係していない。」との証言がありました。

次に、「平成十九年第二回六月定例会における土井議員の一般質問の内容では、田川氏は吉野晴夫氏と霊安寺町にあるコーヒーハウスにおいて、榎市長の進退問題について、吉野晴夫氏より、事前根回しが容易になり、他候補より出馬表明の先陣を切ることがより有利であることを田川氏に説得されました。田川氏は、現職市長の二年教箇月残して市長を退任させるにはそれ相応の覚悟は必要であるが、吉野晴夫氏個人にその覚悟ができていないかと問いただしたところ、覚悟はできているということであったので、田川氏は、それから、吉野晴夫氏と重要な打合せをしました。次に、吉野晴夫氏は榎市長に我々の打合せ事項を提案しても拒否された場合は、前焼却場跡のダイオキシン問題で死者が出たことを取り上げ、住民パワーを味方にしてでも榎市長を中途退陣に追い込むことを示唆されました。田川氏は、吉野晴夫氏との約束内容を持って、後日、証人として知人の西口氏、榎市長、田川氏の三名で吉野晴夫氏の意向である中途退陣要請と拒否された場合のダイオキシン問題で退陣に追い込むという内容を伝えました、とあり、この内容を持って一般質問の前に会派の代表的な二人を伴って榎氏を訪ねたということですが、寺本氏も同行しましたか。同行したのであれば、いつ、何時ごろですか。また、そのとき榎氏はどのように話していましたか。」との質問に対して、「平成十九年六月五日午後三時ごろ、私と土井議員ともう一人の議員の三人で榎市長宅を訪問し、話をした。その際に、土井議員が一般質問するについてのメモを榎前市長に渡し、それを見ていただき、ほぼ間違いないというようなことであった。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、榎証人の証言についてであります。

「平成十九年第二回六月定例会における土井康嗣議員の一般質問の内容では、田川氏は吉野晴夫氏と霊安寺町にあるコーヒーハウスにおいて、榎市長の進退問題について、吉野晴夫氏より指示されました。吉野晴夫氏は榎市長を中途退任させ、市長選の事前根回しが容易になり、他候補より出馬表明の先陣を切ることがより有利であることを田川●●氏に説得されました。田川氏は現職市長の二年教箇月残して市長を退任させるにはそれ相応の覚

悟は必要であるが、吉野晴夫氏個人にその覚悟ができてきているのかと問いただしたところ、覚悟はできているということであったので、田川氏は、それから、吉野晴夫氏と重要な打合せをしました。次に、吉野晴夫氏は榎市長に我々の打合せ事項を提案しても拒否された場合は、前焼却場跡のダイオキシン問題で死者が出たことを取り上げ、住民パワーを味方にしてでも榎市長を中途退陣に追い込むことを示唆されました。田川氏は、吉野晴夫氏との約束内容を持って、後日、証人として知人の西口氏、榎市長、田川氏の三名で吉野晴夫氏の意向である中途退陣要請と拒否された場合のダイオキシン問題で退陣に追い込むという内容を伝えました、とあり、この内容の一般質問の原稿を持って土井議員が会派の代表的な二人を伴って榎氏を訪ねたということですが、それは事実ですか。事実であれば、いつ、何時ごろですか。また、その内容について、このとおりやと言われたということですが、それは事実ですか。との質問に対して、「私が一月三十一日に聞いた話とは、かなり違うところがある。六月四日に土井議員とほかに二人に来ていただいて、六月議会で一般質問を行うんだと、市長の政治姿勢について聞くんだという話で、まずは三人で会ったことは間違いないかという確認であったので、それは『間違いない。』と答えた。次に、メモの内容が一月三十一のときの話と間違いないかという確認であったので、集約されたものでしょうという認識で、『ほぼ間違いない。』というふうに回答した。」との証言がありました。

次に、「去年の一月末、田川●●氏と西口重雄氏の三人で西吉野の柏荘で食事をしたというのは事実ですか。事実であれば、だれが計画し、どのような目的で集まり、何時ごろから何時ごろまで一緒にいましたか。また、支払いはだれがしましたか。そのとき、田川●●氏から、吉野晴夫氏の意向で榎市長に中途退任するよう依頼を受けたという話を聞きましたか。」との質問に対して、「平成十九年一月三十一日、西口氏の計画により、私の慰労というか、気分転換のために食事会を設けていただいた。支払いは、西口氏がした。その際に、田川氏から、吉野晴夫氏の意向で榎市長に中途退任するよう依頼を受けたという話は聞いた。しかしながら、それは雑談の中での一コマであったと認識している。」との証言がありました。

次に、「田川●●氏から、中途退任をすれば、吉野晴夫氏が退職金的に二千万ほどみるという話を聞きましたか。また、それでも中途退任しない場合は、吉野晴夫氏は五條四丁目の旧焼却場跡のダイオキシン問題で、住民パワーを味方にしてでも榎市長を中途退陣に追い込むという話を聞いたことがありますか。聞いたのであれば、そのとき、どのように返答しましたか。」との質問に対して、「二千万の話は全く聞いていない。一月三十一日の話の内容は、私の健康状態のこと、世間で話題になっていた二人の議員のどちらかがどちらへ行って、こちらがどちらへいくとかいう話であり、それについて、それを許すことはできないという話が強く出て、私が辞めたら困るといふふうな話が大半であった。それ以外に、知事選であるとか、参議院選であるとか、そういうふうな関係の話も出たが、その中の一つとして、田川氏から、吉野氏が、一期だけでも市長したいんやと言った。今、私の体調が悪いので、何とか話をしてもらえないかと言っているとの話があった。田川氏からは、もし、それを伝えても本人が応じなかった場合どうする

のかと吉野氏に確認をしたら、『ダイオキシンなど』で追い込みをかけると、こういうふうな言い方をした、ということであった。田川氏からは気をつけるようにと、吉野晴夫証人は何をするか分からないので、用心した方がいいという話があったので、『ありがとう、注意する。』と答えた。後から、新聞等でダイオキシン問題等いろいろと出ているが、そんな話は全くしていない。』との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、「去年の五月十四日に田川氏夫妻、西口氏夫妻と榎氏夫妻の六人で西吉野の柏荘で食事をしたというのは事実ですか。事実であれば、だれが計画し、どのような目的で集まり、何時ごろから何時ごろまで一緒にいましたか。また、支払いはだれがしましたか。」との質問に対して、「平成十九年五月十四日に食事をしたことは事実である。計画は私が立てた。時間は、六時から八時半ごろまでの大体二時間半ぐらいだったと思う。支払いは私がした。」との証言がありました。

次に、「田川氏と西口氏の証言では、榎氏の夫人が『悔しいねん、任期いっぱいいかしたかった。』と言ったということですが、それは事実ですか。事実であれば、なぜ悔しいということだったか分かりますか。」との質問に対して、「悔しいという言葉が出たことは間違いないが、内容が違う。家内は、私に任期いっぱいやらせたいという思いは全く持っていない。私の体がますます悪くなって、辞めざるを得ない状況に至ったことが、本人がつらいであろう、悔しいであろうと、そういう思いで出た言葉である。また、自分のことで私に精神的な負担もかけているということがあって、いろいろなことがあったので、そのことについてそういう思いを述べたということだと思う。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、榎氏の夫人が悔しいと言ったとき、その場で榎氏にどういうことか確認をとったということでした。それは、以前にマージャーや何やかんやで三箇月から四箇月いたぶられたところへ、このダイオキシン問題で、吉野のこの話やと。この煩わしい問題かと。それやったらもう引こかという気持ちになったという話を、五月十四日、西吉野の柏荘で榎氏夫妻、田川氏夫妻、西口夫妻の六人がいるところで話したということですが、それは事実ですか。」との質問に対して、「五月十四日は話めた話をしていて、和やかな会で、雑談の中でいろんな話はしている。私は、そのことで辞めたのではなく、体の調子が悪くなった。これでは機能を果たせないし、そのときに県の会長をしていて、そういうふうな組織の会合にも出席できない状況になった。市内でも、約束をしてきている会合や大会、行事などに出席ができなくなったので、対外的な信用を失墜させることになっていくのではないか。市民の皆さん方から不信で行政が見られるのではないか。そのことを何としてでも避けなければならないということが、引退の背景にあった。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

平成二十年二月二十五日の当委員会における田川証人と吉野証人の対質による証言についてであります。

初めに、二人の証人への共通質問として、「霊安寺町にあるコーヒーハウスで二人の証人が出会ったことはあるとのことでしたが、田川証人の証言では、平成十八年の九月の中ごろだったというのですが、これに間違いございませんか。」との質問に対して、田川証人からは、「そのとおり。」との証言があり、一方、吉野証人からは、「平成十九年一月ごろだったと思っています。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川氏の証言では、平成十八年九月に、榎市長が、もう体も悪いということ、あんな、どうするという話でもって、霊安寺町のコーヒーハウスで吉野晴夫氏と田川氏の二人が話をし、吉野氏が一期だけでもいきたい。それ、何とか考えてほしいと、応援してほしいということ、一番最初は、いくかないかの確認だけを、田川証人は取りたかったということで、いったん別れているということですが、これは事実ですか。この、出会ったときの日にちはいつですか。」との質問に対して、「そのとおりの間違いはない。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して、「吉野証人は『私は呼ばれて行ったことはある。』と証言し、田川証人に呼ばれて霊安寺町のコーヒーハウスで出会ったことを認めています。そのとき田川証人からどのような話をされ、その話に対して吉野証人はどのように返事をされましたか。また、この、出会ったときの日にちはいつですか。また、田川証人の証言では、霊安寺町のコーヒーハウスでのコーヒー代から何からみんな吉野証人の券で支払いをしている。吉野証人との話し合いのときには、田川証人はお金を払っていないと証言されていますが、これは事実ですか。」との質問に対して、「平成十九年一月ごろだった。田川氏から、用事があるからということと呼ばれた。話の身については、榎氏退陣についてそれ相応のことをしたつてくれ。その条件として、寺本氏も市長選挙に出ると言っているし、出たがっているが、それを抑えるというようなことであった。お金の支払いについては、私は券も持っているが、記憶にない。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、二人の証人への共通質問として、「平成十九年の一月ごろ、榎前市長を中途退任させ、吉野証人が出馬表明の先陣を切ることなどの話をしたことがありますか。」との質問に対して、田川証人からは「それはある。」との証言があり、一方、吉野証人からは「私は私で考えて、選挙戦をやっていた。だれにも相談していません。」との証言がありました。

次に、「現職市長を退任させるには二千万円ほどは退職金的にみてやらないと、という話を田川証人は吉野証人にしたことがありますか。また、吉野証人は、田川証人からそういう話を聞いたことがありますか。」との質問に対して、田川証人からは「それは確かにある。コーヒーハウスで、榎市長が辞めるのに対して、二年残してのことなので、ある程度退職金的にみてやってもらえるかという話をしたときに、吉野氏から、『よし、分かった。』

その二千万はこしらえる。しかし、日にちは待ってくれ。』ということであった。しかし、私はその二千万は預かっていない。それから一週間か十日ほどしてから、お金の話はなかったことにしてほしいということで、再度私の家に来て、それ以降、コーヒーハウスでもそういう話を交わしている。「との証言がありました。一方、吉野証人からは、「私は言っていない。榎氏のことは、平成十八年九月ごろから辞めるといううわさは聞いていた。前回の選挙戦も、私は多くの市民の支持を得て立候補したが、今回もそのような心意気であったので、お金を渡してまでというようなことは一切ない。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川証人の証言では、平成十九年の一月に榎前市長が二回目の入院となったとき、四年一期だけいきたいので力を貸してくれという話が、吉野証人から話があり、そこで田川証人といろんな話が霊安寺町のコーヒーハウスで四回ほどあった。そのうち、吉野証人との話で、榎前市長を辞めるように話をしてくれという依頼を一月に田川証人が受けたと証言されております。そのときに、田川証人から二年何箇月残した榎前市長に対して、退職金的に二千万ほどみてやるか吉野証人に話をする、と言で二千万は都合をつけると、だから辞めさせてほしいと言ったということですが、これは事実ですか。また、このときの出会いはこちらから誘い、店での支払いはこちらがされましたか。」との質問に対して、「そのとおりの間違いはない。喫茶店の支払いは、すべて吉野氏のコーヒー券で支払ってくれている。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して、「田川証人と霊安寺町のコーヒーハウスミキで出会ったときに、榎前市長の中途退任について話を持ちかけられ、そのときにはそれ相応のことをしてあげてくれるかという話であったということですが、それ相応のこととはどういうことですか。そのときの内容は、榎前市長を中途退任させる、そして、寺本議長を市長選挙に出さないようにするということであり、当時県議長であった飯田氏も了解しているという話であったということですが、これは事実ですか。また、この話をしたのはいつのこと、店での支払いはだれがしましたか。」との質問に対して、「うわさではあるが、辞めるといようなことは、私も感じていた。お金については、はっきりとした金額は聞いていない。中途退任ということについては、『それ相応のことを考えたってくれ。』ということ、その条件としては、寺本氏も立候補したがそれが抑えるというもので、それは、飯田氏も了解のもとだったということは、前回は証言した。その話は、飯田氏も了解しているということであったので、飯田氏にもその話ははっきりとした。金額については、田川証人からは聞いていないが、『それ相応のこと』とは、金銭だなどということは感じた。二千万という金額の話は、だれが、いつ言ったのかは知らない。コーヒーの支払いのことについては、記憶にない。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、二人に対する共通質問として、「前焼却場跡のダイオキシン問題で死者が出たことを取り上げ、住民パワーを味方にしてでも榎前市長を中途

退陣に追い込むことを吉野証人は田川証人に示唆したことはありませんか。また、田川証人は、吉野証人からそのようなことを示唆されたことはありませんか。」との質問に対して、田川証人からは、「間違いない。」との証言がありました。一方、吉野証人からは、「記憶にない。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川証人の証言では、平成十九年一月、靈安寺町のコーヒーハウスで、榎前市長が中途退任しない場合は、吉野証人は五條四丁目の過去の焼却場、今、グラウンドになっている下のごみのダイオキシンの問題で、新聞、市民パワーを起こしてでも味方に付けてでも、榎前市長を責めると。死人まで出ているという話をそこでしました。そのときには、田川証人から吉野証人に、過去何年か前にダイオキシンという問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査したところ、国で定めた数値、ダイオキシン濃度、数値が以下であったと。そこから、そんな今言うたかってあきませんよと言うと、吉野証人は、それは大丈夫だと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはっきり聞いていると。だから、死人が出たということを経験折り込みでたたくという話だったということですが、これは事実ですか。」との質問に対して、「そのとおりである。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して、「吉野証人の証言では、ダイオキシンの話は、田川証人からも出ていないし、吉野証人もそういうことを話した記憶がないと証言していますが、これは事実ですか。」との質問に対して、「そのとおりである。榎氏就任以前に露天焼きは中止になり、みどり園が稼働されていたということなので、榎氏はダイオキシンには関係ない。」との証言がありました。

次に、同じく吉野証人に対して、「斎藤証人の証言では、平成十六年十二月二十六日の五條市長選挙で吉野証人の選挙を手伝っていたとき、吉野証人からダイオキシンを調べるために穴を掘ってくれと言われたということですが、それは事実ですか。」との質問に対して、「記憶にない。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、二人に対する共通質問として、「本町の喫茶店で二人の証人は出会ったことを認めています。いつごろ何回ぐらい出会っていましたか。また、そのときの店の支払いはだれがしましたか。」との質問に対して、田川氏からは「大概是、それぞれ自分で飲んだコーヒー代を払っている。回数については、何回だと聞かれても分からないぐらいの出会いはある。」との証言があり、一方、吉野証人からは、「そのとおり、私も客として行っている。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川証人の証言では『二年なんぼ残す榎市長に対して、二千万ほど退職金的にはみてやらんといかんと違うかという話をしたときに、吉野証人はオウム返しで二千万こしらえると。それで辞めさせてくれというふうには田川証人に依頼をしてきた。それから一週間か十

日ほどしてから、吉野証人が、本町の喫茶店に、二千万のお金、都合をつける日にちが欲しいということでも来たときに田川証人が、今すぐに二千万のお金が要るものと違う。榎市長が辞めた以降のお金だと。だから、今急ぐことないと言った。』ということですが、これは事実ですか。この話をしたのはいつのことですか。」との質問に対して、「間違いない。しかし、そのときには二千万という数字は出ていない。日にちについては、はっきりした記憶がない。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して、「吉野証人は、本町の喫茶店で田川証人と会ったことを認めています。そのときはどのような話をしましたか。」との質問に対して、「何回も会っているが、いろんな世間話で、榎氏退任のうわさの話もあったが、具体的なことはなかった。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、二人に対する共通質問として、「吉野証人は、市長になったら近畿一のごみ集積場を市内に造るので、その一部を任せる。また、高野山に直結する道路を建設したいので潤うようにすると、田川証人に言ったことはありますか。また、田川証人は、吉野証人からこのような話を聞いたことがありますか。」との質問に対して、田川証人からは、「その会話はあった。」との証言があり、一方、吉野証人からは「そういう会話はなかった。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川証人の証言では、本町の喫茶店へ吉野証人が週に何回も来て、田川さん、選挙応援してと。高野山に対して道路をつける運動はする。その一部、金をもうけてくれと。もう一点は、五條市内で近畿一円の産業廃棄物の谷を設けると、それに対しても田川さん、もうけてくれたらいいと、これからの時代、お金をもうけなさいといけない、とはつきり言って、田川証人自身、そういう欲も一つは手伝い、吉野証人を応援したということですが、これは事実ですか。」との質問に対して、「そのとおりである。」との証言がありました。

また、「田川証人の証言では、吉野証人が、近畿一のごみ集積場と高野山に直結する道路を建設して潤うようにするという話を、何人にもその話をしていないはずということですが、この話をだれにしたのか知っていれば、その氏名を教えてください。」との質問に対しては、「それは分からない。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して、「吉野証人の証言では、『私の頭の中には、金剛山のトンネルとか南海の乗り入れとか、また、高野街道とか、そして、その他ごみの焼却場とかいろいろな構想はあるが、田川証人に、市長になったら近畿一のごみ集積場を造るので、その一部を任せる、また、高野山に直結する道路を建設したいので、潤うようにするというようなことは言っていない。』ということですが、それでは本町の喫茶店で田川証人とのような話をされていたのですか。」との質問に対して、「いろいろな話はした。高野山にトンネルや、高野街道をとすることは昔から考えており、だれかれ

にということではなく話をしているが、ごみの集積場、また、高野街道を造ったときには全部任すと、そういう話はしていない。交通アクセスについてはだれかれとなく話をしており、今もそのことは考えている。」との証言がありました。

次に、二人に対する共通質問については、「吉野証人が田川証人を訴えるという言動を双方が認めておりますが、田川証人の証言では、その理由として、県会二人が今から戦争やと言ったときに、吉野証人が出す二千万が飯田、秋本のどちらかへ行くと。二千万を受け取った人が市長選に行くということに対して、田川証人はそんなことないと、そんな話は飯田、秋本からはないと言っても、本人は、もう、秋本派の人間から聞いていると。それに対して、田川証人からだまされたということにたどり着いて、告訴するというふうな話を進めていったということですが、それは事実ですか。」との質問に対して、田川証人からは、「そのとおり、間違いない。」との証言がありました。一方、吉野証人からは、「そういうことは、だれからも聞いていない。また、お金を出すということも、もちろん言っていないので、そういうことはない。」との証言がありました。

次に、田川証人に対して、「田川証人の証言では『二千万のお金の話に対して、約束以降一週間、十日ほどしてから私の家に来て、お金の問題に対しては、なかったことにしてほしい。二千万のお金のことで弁護士と相談した結果、田川証人を告訴するということになった。』ということでしたが、吉野証人が田川証人の家に来たのは、いつのことですか。」との質問に対して、「日にははっきりしないが、私の家で話しをしたことは間違いない。」との証言がありました。

次に、吉野証人に対して「吉野証人の証言では、『基本的に訴えるということは、罪になるかならんかにかかわらず、私が被害者だということと訴えるという立場でございました。彼が私に約束してあるから、それを履行しなかったからというんだったら、彼が私を訴えるということでございますし、もともと約束はしておりません。それ相応の話はあったと、そして、それは飯田氏も知っておるということでございます。ただ、そういう漠然としたことでありながら、私にそういう金銭的と思うようなことを、私に言われたということと訴えるということとございました。』ということですが、それ相応の話とはどういう話ですか。また、吉野証人は田川証人の家に告訴するという話をしに行ったことがありますか。」との質問に対して、「榎前市長がもう辞めるということはいろんなことで推測はしていた。私は、榎氏退任についてどうということではなく、選挙戦に寺本氏が出るか出ないかということについて、榎氏退任についてそれ相応のことをしてあげてくれと、寺本氏の出馬もやめさせると、この話は飯田氏も了解しているということと、これは、飯田氏も認めていたということである。だから、約束は、榎氏退任ではなく、退任するについてちよつと考えてくれと。その形として、寺本議長も選挙に出させないということだった。辞めさせるためというのではなく、辞めるということについて、寺本氏の出馬うんぬんということだったと私は認識しているし、それは、飯田氏も了解のもとだということと、飯田氏もそのとおりだということとは確認している。」との証言があ

りました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、二人に対する共通質問については、「飯田証人の証言では、吉野晴夫証人から聞いた話として、『たあぼう、なめとんや。』と。『榎を辞めさすと言うから、おれ、金まで用意した。一週間たつたら来て、へらへら笑いもって、『もうちよつと頑張ると言うんじや。しゃあないわ。』と言われた。』と、『こんななめた話あるか。このはあちゃんをなめとつたらあかんで。』と話したということですが、田川証人と吉野証人は、このような話をしたことがありますか。」との質問に対して、田川証人からは、「吉野氏が来たことは、飯田氏から聞いた。そして、私を訴える、告訴するという話で、飯田氏が『そうか。訴えるんだつたら、訴えたらいい。』と言ったら、何分か分からないが休憩があつて、再度、吉野氏から、私を訴えると。それで断りに来た。吉野証人は、自分をなめたらあかん。私を告訴するという話で、飯田氏が、『私から、田川氏にどう言つてほしいんだ。どうしてもらいたいんだ。』という話をしたら、その話で止まったということだった。」との証言がありました。

一方、吉野証人からは「田川氏がなめているとか、そういうことは言っていない。こういう話があつたと。飯田氏には、知っているらしいではないかという話はした。飯田氏は、そうだと。田川氏の言うことを聞いてあげてと。そうでなければ、寺本さんが出ると。土井氏とも話はできているということ、先ほどの三人が土井氏に会つたということである。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

平成二十年四月二十五日の当委員会における、齋藤証人と吉野証人の対質による証言についてであります。

初めに、二人の証人への共通質問として、五條市長選挙に関する件について質問いたしました。

齋藤証人氏に対して、「平成十九年十月十八日に行われた調査特別委員会におきまして、齋藤証人は平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において、吉野証人を応援していたことがあつたと証言していますが、これは事実ですか。」との質問に対して、「事実である。」との証言がありました。

次に、吉野晴夫証人に対して、「平成十九年九月二十日に行われた調査特別委員会において、土井委員の補足質問に対し、齋藤氏の応援は二年前の選挙のやつですなと証言していますが、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において齋藤証人の応援を受けたのは事実ですか。」との質問に対して、「事務所に来ていたという事は分かつていた。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、五條市長選挙の際、ダイオキシンを調査するという件について質問いたしました。

斎藤証人に対して、「平成十九年十月十八日の調査特別委員会における斎藤証人の証言では、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において吉野証人の選挙を手伝っていたとき、ダイオキシンを調べてくれと吉野証人から言われ、朝日新聞の記者と妹の三人で生き証人の人を訪ね、古い灰をもらい、朝日新聞の記者が持って帰って調べたところダイオキシンはなかったと証言しています。また、さらに吉野証人から、そしたら宇陀に業者がおるので電話してくれと依頼され、電話したところ、一箇所掘るのに十八万かかる、四箇所掘らせてくれたら二万引くということでしたので吉野証人に返事すると、そんなにかかるんやったら、夜中にでも行って自分で掘ってくれと言われました。それで穴掘りを断ったところ、吉野証人の事務所も出ていってくれと言われ放り出されましたと証言していますが、これは事実ですか。」との質問に対して、「事実である。このダイオキシンの調査に当たっては、どこで調査するかについては、吉野証人が元警察官の北川氏に依頼して宇陀の業者を調べていただき、吉野証人から私に、ここへ電話してくれと依頼された。」との証言がありました。

次に、吉野晴夫証人に対して、「平成十九年九月二十日の調査特別委員会において、市長選挙のときにダイオキシンの出るはずやから三、四箇所夜中に掘ってくれということやったが、私は村の人に何言われるか分からんし、村で住んでおられへんので断ったら、吉野証人の事務所の中にあつた名前がなくなっていたと斎藤証人は言っているがどうかとの土井委員の補足質問に対し、『記憶にございません。』と証言されていますが、改めてお聞きいたします。」との質問に対して、「そのとおりである。私がどういう意味でダイオキシンを調べるのか。榎市長が就任する二年前にあの場所は閉鎖されていると聞いている。ダイオキシンのについては、榎氏の責任はない。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

次に、五條市長選挙の際、飲食物の提供を依頼したという件について質問いたしました。

斎藤証人に対して、「平成十九年十月十八日の調査特別委員会において、斎藤証人は平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において、お店におつたら吉野証人から電話があり、皆行かすんで頼んどきます。その後十一人が来られました。一人五千円の食事をしてもらい、一人一千円ずつ置いていってくださいました。その後、吉野さんに後の分いつくれるんですかと言うたところ返事なしに今日に至っていますと証言していますが、これは事実ですか。事実であれば、現在はどうなっていますか。」との質問に対して、「その飲食があつたことは事実である。名前も一名を除いて分かっている。」ということで、斎藤証人から十名の名前が明らかにされました。また、その際に、飲食があつてから十日後ぐらいに、吉野証人が一万円おいて帰ったこと。そのお金に関しては、何の説明も受けていないこと。斎藤証人は、その一万円はその際の残りの飲食代と解釈していること。そのこ

を思い出してから、齋藤証人は、平成二十年二月十四日に吉野証人のいる五條市役所を訪れ、秘書課の職員同席のもとで謝罪したところ、吉野証人から「何で三年前のこと、今ごろ来るんや。」と言われて部屋を出されたこと。齋藤証人がそのときの訪問の記録を求めたところ、同席した職員は、出すと言っていたにもかかわらず、吉野証人が出すなど言ったので出せないとのことであったこと、その際には、市長室で吉野証人が齋藤証人に対して「なんぼでも訴えれ。」と怒鳴ったこと、渡した領収書は吉野証人から送り返されたことなどの証言がありました。なお、その際に、齋藤証人から、飲食を提供したとされる十一人中十人分のメモの提出がありました。

次に、吉野晴夫証人に対しては「平成十九年九月二十日の調査特別委員会において、店にいた齋藤証人に対し、今、レストランガストにおるんや、これから十一人おたくの店に行くから飲み物と食べ物で五千円のセットをしたってくれと、ほんで一人当たり一千円の会費だけはもろといてよと言ったんではないかという土井委員の補足訊問に対し、そういう事実はありませんと証言していますが、改めて訊問します。」との質問に対して「前回のとおりである。」との証言がありました。

また、吉野晴夫証人に「齋藤証人の証言では、平成十九年七月二十三日に洋服屋の西垣氏が店に来て、『今日は吉野から三遍電話あった。』と、西垣氏が吉野証人に『このお金払ってやったらどうや。』と言ってくれたところ、吉野証人が『金を払えば罪になる。罪を認めることになる。』という返事が返ってきたということですが、吉野証人は西垣氏にこのような話をしたことがありますか。」との質問に対して、「ありません。」との証言がありました。

その後、委員から補足質問がありました。

以上が、調査結果についてであります。

当委員会の調査事項が、「平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項」及び「吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項」についてという、先に申しましたように、物的証拠が期待できない、事実把握が困難な事項ではありますが、あくまでも厳正に、市民の立場に立ち、事実を究明することを最重要課題ととらえ、現在まで、慎重に、かつ、精力的に調査を重ねてきたところであります。

各項目でも申し上げましたが、この間の調査で、田川氏と吉野晴夫氏が喫茶店で出会っていた事実や、平成十九年一月には、榎前市長退任に関する話が田川氏から吉野晴夫氏にあったこと、吉野晴夫氏が三人の人に田川氏を訴えてやると言ったこと、西口氏、田川氏及び榎前市長が会食した際に、榎前市長に対して田川氏から中途退任に関する話があったこと、また、その際には、ダイオキシンに関する話もあったこと、吉野晴夫氏は市長になる前に、金剛山のトンネルや高野街道、ごみ集積場などの構想を持っており、そういう話をだれかれとなくしていることなどは確認できたものの、調査

する中で、市長選挙に関してさらに調査すべき事項も出てまいりましたので、当委員会としては、協議の結果、調査を続行し、真相究明に務めていくことに決定いたしました。

今後は、さらに精力的に調査を続行し、できる限り早い時期に当特別委員会としての最終報告を提出したいと考えております。

以上で、平成十九年八月十日以来、約十箇月余りにわたる調査活動のうち、前回、平成十九年十二月七日の中間報告以降についての報告を終わります。

三十八回という多くの委員会及び協議会の開催でありましたので、詳細にわたってというわけにはまいりませんが、調査を通じて明らかになった事項等については、おおむね以上のとおりであります。

最後に、議員各位におかれましては、今後の調査についても、重ねて御協力、御助言をお願いいたしまして、簡単でございますが、第二回の中間報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和） 以上で市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会委員長の間接報告を終わります。

○議長（西尾彦和） 次に日程第五、監査の結果報告を求めます。川元代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、地方自治法第九十八条第二項に規定する議会の請求に基づく監査についての監査結果報告書の説明をさせていただきます。

議員各位には御案内のとおり、去る三月定例会において市議会の決議により三月六日付けで市議会議長より「岡中継施設築造工事の計画段階から計画中止に至るまでの一切の事項」について、監査及び結果報告請求書が監査委員に出されたため、その監査の結果を報告するものであります。

この案件につきましては、既に市議会の厚生常任委員会で審査されたところでありますが、この監査の実施に当たりましては、その内容にとらわれず、白紙の状態で初めから調査を実施し、公正かつ中立的で条例及び規則等に基づき適正な手続を経ているか、違法、不適当な事項はないかなどを真実を明らかにすべく、地方自治法第九十九条に定められております監査委員としての職務権限の範囲内において監査を進めることを議会選出の佐久間委員とも合議したところであります。

また、議会に報告するのみではなく、全市民にも報告することを念頭に置き実施いたしました。

それでは、お手元にお配りしております別冊の監査結果報告書を御覧願います。

まず、一ページにつきましては、目次であります。御参考にしていただきたいと思います。

次に、二ページに入りますが、第一は監査の概要で、一は監査請求事項で、先に述べましたとおりであります。

二につきましては、監査対象事項で、具体的に挙げております。(一)といたしましては、当該工事に関する計画段階から計画中止に至るまでの起案等の書類及び予算執行に伴う会計書類、(二)今回の入札に関して談合の情報により入札中止に至った関係書類、(三)といたしましては、コンサルタント会社二社が提出した書類及び同事項に関する会計書類等(計画実施に関する根拠及び計画中止に関する根拠)、(四)といたしましては、市議会に対する工事中止に関する説明経過、(五)といたしまして、市民を対象とした工事中止の説明に関する書類等の五つであります。

次に第二、監査の実施の、一の監査の実施に当たっては、先に述べたとおり「公正かつ中立的」な監査委員の立場で監査を実施することを事務局職員も含め確認したところであります。

二につきましては、監査対象部局等として、(一)の市長事務部局、(二)といたしましては水道事業部局、(三)といたしましては株式会社日水コンであります。この三部局といたしたところであります。

三の事情聴取した関係者につきましては、三ページに挙げてありますとおり、副市長ほか七名と株式会社日水コンの水道事業部長の合計九名で、延べといたしましては、十一名の関係者の方々から事情聴取を行いました。

四の事情聴取した場所については、いずれも監査委員事務局において行いました。

五の監査機関といたしましては、平成二十年三月七日から同年五月三十日までの間に実施いたしました。

六の事実関係の調査につきましては、三月十一日に水道事業管理者、四月八日に市長及び市議会議長に関係書類の提出を求めるとともに、四月十四日に岡中継施設築造工事の予定地、岡加圧ポンプ所、岡配水池及び小島浄水場及び取水場を現地調査を行ったところであります。

また、先に提出された関係書類に基づき、四月八日に始まり、十四日、十七日、十八日、二十四日、二十八日、三十日及び五月八日の合計八日間にわたり先に述べました関係者から事情聴取を行いました。

次に、第三の監査(事実の確認)であります。

まず、一の当該工事に関する計画段階から計画中止に至るまでの起案等の書類及び予算執行に伴う会計書類についてであります。

(一) 計画段階につきましては、水道局では、平成七年一月の阪神淡路大震災において阪神地方の水道施設に大きな被害を受け、市民生活に支障を来したことから水道施設が重要なライフラインと位置付けられたことを受け、本市においても災害対策に取り組んできたところであります。

具体的には、災害時の貯留水の確保、主要配水池への緊急遮断弁の設置を計画し、平成八年には岡配水池に、続いて平成九年にはテクノパーク配水池に、平成十二年度には大野配水池に、平成十四年度には小島配水池に、それぞれ緊急遮断弁の取付工事を実施したところであります。

次に取り組むべき事業としては、岡中継施設の設置でありました。岡配水系の送水管が京奈和道関連工事に伴う移設工事施工の際高水圧の対応に苦慮した経験から、震災等で漏水事故等が起これば重大な二次災害が懸念されることから、高水圧の緩和のためにも、また、全市の給水区域の三分の一弱をカバーしている同配水系統の生活水の確保の両面から、施設の改良が懸案事項でありました。

四ページに入らせていただきます。

このため、岡中継ポンプ場施設築造工事を計画。まず、平成十七年度は基本計画策定業務の委託を、十八年度には用地の買収とその不動産の鑑定評価等と、実施設計業務委託を執行し、十九年度及び二十年度には本体工事の実施を予定し、市議会においても予算議決等をいただいているところであります。

(二) の計画中止については、提出されました関係書類には入札中止に関する書類はあったものの、岡中継施設築造工事の計画中止の関係書類は見当たりませんでした。

(三) の起案等の書類につきましては、用地取得関連起案書類が七件、業務委託関係書類が三件、地元説明関係書類が一件、工事施工と入札関連書類二件は、いずれも適正に起案し、決裁されているところであります。

(四) の予算の執行につきましては、用地取得と登記関係が八件で、合計二千六十二万六千九百九十五円、基本及び実施設計等三件で、一千八百五十八万一千円の予算執行が適正な手続により決裁され、支出されているところであります。

次に、二の今回の入札に関し、談合情報により入札中止に至った関係書類、(一)の談合情報につきましては、本市におきましては、建設工事の入札の適正を期し、入札に関しての談合情報に対する確な対応を行うため五條市公正入札調査委員会を設けていることは、議員各位には御案内のとおりであります。

今回の岡中継施設築造工事の入札は、平成十九年九月十日に入札公告、その日から同月二十五日まで入札説明書の交付、九月二十六、二十七日に入札参加資格確認申請、これは水道施設業者で経審点が一点以上の業者で、市外と市内による特定建設工事共同企業体の構成で、五企業体でございま

した。受付まで進んだ時点で、二十六日と二十八日に市長及び副市長のもとに談合情報が寄せられました。

その後の日程は、十月四日にその参加資格確認通知、十月二十六日には郵便による入札書の到着期限、十月二十九日には、これを開札の予定でありましたが、いずれも未執行であります。

この談合情報を受け、早速十月一日に公正入札調査委員会を開催し、事態を重く受けとめ、事情聴取することを決定し、十月三日に先に申請のありました五企業体を対象に談合情報対応マニュアルの手續に基づき、水道局長、同次長二名にて談合情報の事情聴取を行っております。

聴取の結果、本工事の『入札についての談合のうわさの有無、他の業者との話し合い、または会合の有無についてはいずれも一切ない』と、回答されております。

五ページに移ります。

しかし、十月五日には、公正入札調査委員会において入札中止の決定がなされています。

そして、十月二十二日には、公正取引委員会近畿事務所長あて「A社が入札参加者への調整、根回しを行った動きがあるとのこと」と通報し、併せて事情聴取の結果、事実が認められなかったが、事態を重く受けとめ、入札執行は中止したと報告している。

(二)の入札中止に入りますが、岡中継ポンプ所についての文書、メモと言われておりますが、これは日本水コン大阪水道事業部長が作成したものに間違いなことを本人に確認したところであります。すなわち、平成十九年十一月三日に同部長と同社の技術第一副部長の二人と市長との面談の上、岡中継ポンプ所基本計画書の手渡しを受け、同施設を造るべきかの相談にのってほしいと依頼され、予定現場を視察したが、計画書と現場のみでそれ以外の説明は受けていないとのことである。

水道局が今まで安全対策事業を順次実施していること、京奈和道関連工事の際の高水圧の対応、有利な財政措置等については知らなかった。市長が政治的、行政的判断する前段までの見解を書いたものであると述べております。

次に、三のコンサルタント会社二社が提出した書類及び同事項に関する会計書類等（計画実施に関する根拠及び計画中止に関する根拠）であります。

(一)の実施に関する根拠につきましては、この基本計画策定業務を受託した設計会社によりますと、岡配水系統は岡加圧ポンプ所より岡配水池に送水ポンプで揚水し、田園地区、岡地区、牧野地区、北宇智地区の約二千八百戸（その後給水区域を拡張し、約三千五百戸となっております。）に給水している最重要施設であると位置付け、既設送水管は低地域においては一センチ平方メートル当たり、約二〇キログラムの水圧を有しており、約二十年が経過した現在、震災時における不安はぬぐい切れない。

昭和五十年代の計画時には震災への対応が現在ほど重要視されておらず、近年の防災対策への取組を考慮すると早急の対策を必要とし、送水管の低地域の高水圧を緩和することをも併せて実施することを目的としております。

岡中継ポンプ所施設基本計画策定業務は、平成十七年八月九日、日水コンを含む六社の指名競争入札により朝日設計株式会社が百八十九万円で落札しております。

六ページに移ります。

(二)の計画中止に関する根拠。これらの中止の書類は、存在しませんでした。

四の市議会に対する工事中止に関する説明の経過につきましては、議会に対する工事中止に関する説明の事実は確認できませんでした。ただ、平成十九年十一月二十七日午前十時開会予定の総務文教常任委員会に先立ち、議長及び副議長へ市長公室長から、「本日午後には工事中止の新聞記者発表をする旨」口頭で伝えられておりました。

五の市民を対象にした工事中止の説明に関する書類等は存在しませんでした。ただし、地元には平成十九年十一月二十七日に越替町自治会長に工事の中止を口頭で伝えております。その後、十二月十九日、二十六日に越替町自治会長及び岡区長にそれぞれ状況を報告していることを確認できました。次に、第四監査意見であります。

一といたしましては、計画実施については、第三監査の結果のとおり、水道局では安全対策事業を年次計画により順次実施しており、また平成十五年十二月には東南海・南海地震防災対策推進地域に奈良県全域が指定されたことを受け、水道の地震対策についての対応が懸案となっておりました。

このことから、先の懸案事項であった高水圧の緩和を図り、不測の事態に対応するため、応急給水拠点としてこの事業の実施を決定したことは、安全対策上当然のことと思われまます。

また当該事業についても、上水道事業出資債で対応するため、有利な財政措置が可能でありました。

二といたしましては、入札中止については、談合情報が市長と副市長に寄せられたことは入札談合情報通報記録表により確認ができ、公正入札調査委員会が開かれ、事情聴取を決定したが、事情聴取は公正入札調査委員会が実施せず、水道局で行われ、入札中止は同委員会が決定し、その起案は水道局職員が行う等、情報入手から中止に至るまでの手続が一貫していないところがあります。

すなわち、水道事業部局は市長事務部局とは異なり法的に独立しているため、水道事業部局においても市に準じて公正入札調査委員会の組織等を整備することが望まれます。

七ページに移ります。

次に三の水コンの文書については、水コンの大阪水道事業部長の作成した「岡中継ポンプ所の新設について」の文書は、平成十九年十一月二十日に同部長から市長に渡されたが、この段階では私文書であるものの、この文書が平成二十年三月六日開会の厚生常任委員会の公の場で公表された時点で公文書扱いになるものと判断するものであります。

なお、同部長から市長に提出された文書はいわゆるメモであったため、社印も押印せず、したがって費用も発生しないとの同部長の見解でありました。

また、文書の内容につきまして、我々監査委員が可否を判断するものではありませんが、文書作成に当たっては、本市水道事業のすべてを把握し作成されたものとは考えるには至らないものであります。

事業中止の判断をこの文書のみで行うことなく、過去の安全対策事業や今後の安全対策の優先順、加えてより有利な財政措置等を総合的に勘案し、議会とも協議の上決定することが望まれます。

終わりに、岡中継施設築造工事は、その後、中休止、休止と判断が変更になっておりますが、既に三千九百二十万七千九百九十五円の公金が支出されているところであります。この事業の今後の動向は多くの市民の関心事であり、市民が安全で安心して暮らせるためのライフライン施設の確保は極めて重要で、震災被害を最小限にとどめるにも、地震対策の強化が大きな課題となっている中、去る五月十二日には中国・四川大地震が、さらに、六月十四日には岩手・宮城内陸地震が起き、重大な被害が発生している。今後も水道施設の耐震化施策を計画的に推進されることを望むものであります。理事者は、議会及び市民に対しての説明責任を有しており、今後は対話と協調路線をもって市政全般の運営にまい進されることを強く要望するものであります。

なお、八ページから十二ページまでは、参考資料として岡中継施設築造工事に係る監査実施の経過一覧表を添付しておりますので、御参考にしていただければと思います。

最後になりましたが、これらの実地検査等の詳細書類につきましては、別冊で監査結果報告書として、先般六月三日付け議長のもとに送付させていただきますいておりますので、後刻御清覧いただければ幸せかと思っております。

以上で地方自治法第九十八条第二項に規定する「議会の請求に基づく監査」の報告書の説明を終わらせていただきます。  
ありがとうございます。

○議長（西尾彦和） 監査の結果報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 監査委員にお尋ねいたします。

株式会社日水コン大阪水道事業部長が吉野市長に手渡したこの書類は個人的に手渡されたものと思うのですが、株式会社日水コンという会社が責任を持って、この内容については株式会社日水コンが責任を持っておられることを確認されましたでしょうか。

○議長（西尾彦和） 川元代表監査委員。

○代表監査委員（川元憲釋） 四番藤富議員さんの質問に自席からお許しをいただきまして、お答え申し上げます。

本田部長さんが来ていただきまして、事務局でいろいろとお話をしておりまして。

初めにはメモというような形の認識でございましたので、本田部長さんも技術屋さんですのでこんな形でしたのですけれども、会社には通していませんと言いますか、だからお金も払うこと要らないというようなことでメモだったというような話でしたのですけれども、もちろん私は責任を持ちますというお話はしていません。

以上です。（「四番」の声あり） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） ということは、会社が責任を持つということを確認されたはわけではございませんね。

○議長（西尾彦和） 川元監査委員。

○代表監査委員（川元憲釋） はい、私はそこまでは…、本田部長さんとのお話でしたので、会社のところまでは行っていませんので、もちろん会社が責任を持つということであれば判を押すと思えますけれども、そのときは、メモであったということでしたので、そこまでは確認しておりません。

以上です。（「四番」の声あり） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 一番最初に日水コンの本田部長とそれから市長が会われた日程、日時、場所、それからその場所にはどのような方がおられたのか、調査されましたでしょうか。

○議長（西尾彦和） 藤富議員すみません。

川元監査委員さんに質問するより、ありましたら後日、一般質問で理事者側に質問してもらった方がいいと思うのですけれども。報告です。（

「はい、分かりました。」の声あり）（「十五番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 寺本議員。

○十五番（寺本保英） すてきな監査を書いてくれたなという、ちよつと感激していますけれども。

その中で、監査委員として今の問題でお聞きしたかどうか、お聞きしたいのですけれども。内容的なことと違って、平成十七年八月九日に岡中継ポンプ場施設基本計画策定業務の入札を執行されたときに、日水コンも参加されているわけですね。その参加されている業者が、後日、十九年のときに、部長の判断にしろ否定的な話が出てきているというのは、会社としては責任を持たないと。だから、部長は責任を持つけれども、会社の印鑑を押せないという、このメモということの信頼性がちよつと疑問に思ったので、そこらを監査委員としてその整合性、片一方の造るときに入札に参加していただきながら、十九年の吉野市長に言われてというときには否定的というのはちよつと話が合わないのです、そこらを指摘されたのかどうか、ちよつとお聞きしたいと。

○議長（西尾彦和） 川元監査委員。

○代表監査委員（川元憲釋） 十五番寺本議員さんの質問にお答えします。

もちろん、片一方は入札に参加するときは賛成のような形で、今度は市長に渡した文書は反対のような感じで、私もそれを疑問に思いまして、確かにおたくの会社は当初参加して、賛成というのか、造るということで参加しているのに、次は反対というのはおかしいやないかと言うと、「いや、この文書については、私は反対はしていません。市長の、そこにも書きましたように、政治的、行政的に判断をする一つの材料として書きました。最終判断は市長がするもので」と言われましたし、入札に参加しているのは奈良支店が参加しているようですけれども、もちろん日水コンは、知っているということは言っていました。

以上です。（「十五番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 寺本議員。

○十五番（寺本保英） よく分かりました。

でも、その政治的な判断を市長に任ずることですが、受益する地域住民にとっては大変不幸なことになりますので、だから過去にわたって水道局長等が代々必要であるというようなことで積み重ねてきた結果、そういうような施設の改良ということになったのであれば、それは岡及び田園とか北宇智とか、受益される住民のことを考えれば、早急にやらなければならない問題ではなからうかなと思いますので、そこらちよつと疑問に思ったの

で、大変監査委員の皆さんに御苦勞をおかけした結果いい結果報告を出していただいたので感心しているのですけれども。まあ、そのようなことでございます。

どうもありがとうございました。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）私も議会選出の監査委員として、先ほどからお話を聞かせていただいております。

寺本議員の最後の言葉で、ありがたく受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）以上で質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、あさっては休会とし、次回十九日午前十時に再開し、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日十七日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、提出願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時三十一分散会